第31回 法廷だより

2020年2月18日、第31回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

大雪のなか 傍聴席はほぼ満員

2020年2月18日午後2時00分より札幌地裁で、第31回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席はほぼ満席となりました。

今回の期日では、弁護団から、岩内平野の地形発達史に関する小野有五教授らによる査読付き論文を元に、原発敷地内の断層の活動性が否定されないことを主張するとともに、敷地内断層に関する被告の追加調査に関する状況報告を行う準備書面(41)を提出し、菅澤弁護士が、要点をまとめたプレゼンテーションを行いました。

被告は、原告の準備書面(40)にて主張した事実に対する認否を行う準備書面(18)を提出しましたが、同書面の中で、基準津波が確定していないことや構造変更後の防潮堤の詳細が未定であることを認めました。これは、防潮堤の不備により原発に具体的危険性が存することを認めるに等しい態度といえます。

また、被告は、裁判所から敷地内断層その他の原告の主張に対する反論を行なうにあたり、審査会合の結果を待つことでどのような主張立証ができるのかを問われたのに対し、審査結果をまとめた書に基づく主張をすることになる旨述べました。これは、実質的に反論まで数年単位の時間がかかると述べるに等しい内容です。

このような被告の態度に対し、市川弁護士は防潮堤に関し具体的危険性が認められる以上直ちに結審すべきであると主張し、また田中弁護士は被告の主張の時期について、エンド（期限）を切るよう裁判所に強く求めました。

そうしたところ、裁判所は進行について合議し、被告に対し敷地内断層の有無に関する反論は審査会合の結果に関わらず、次回期日までに行うよう訴訟指揮をしました。被告の反論がいつまでになされるのかが明確でなかったものが、十分とはいえないまでも、いたずらに審理の長期化を図る被告の態度に対しては明確にノーが突き付けられたことになり、原告にとっては大きな成果であるといえます。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、廣谷淳一さんが行いました。被災地の支援プロジェクトを立ち上げるとともに、ボランティアとして宮城県の復旧支援に参加し、原発事故の被害を目の当たりにした立場から、過去に押し進められた原発の絶対的安全性が否定されたこと、経済的にも事故後に不経済性、不採算性が明らかになったことを述べつつ、超極大のリスクを踏まえ、原発を速やかに廃棄し、歴史の評価に耐えうる審判を下すよう求めました（意見陳述の内容は2ページ）

弁護団の主張内容

原告準備書面(41)では、小野教授らによる査読付き論文の概要を説明し、同論文が敷地内断層の活動性を裏付けていることを説明しました。

また、被告による敷地内の追加調査として、1号機の北側斜面のボーリング調査が行われたことと、同調査の結果に基づき、被告が上載地層法を適用しつつ、F-1断層の上載地層が約33万年前のものであるから、F-1断層の活動性は否定される旨主張したこと、これに対しては既に上載地層法の適用ができない旨の小野教授からの反論がなされていることを、現状報告として説明しました。

今後の予定等

次回期日は、令和2年5月19日（火）午後2時00分からです。（なお、次々回は令和2年9月1日（火）午後2時00分と予定されています）

（文責）佐々木 泰平

次回口頭弁論 2020年5月19日（火）14：00から 場所／札幌地方裁判所